

質問事項のご回答は 10 月 15 日（金）までに、社福）石川県聴覚障害者協会内 石川県手話通訳制度を確立する推進委員会宛に、メールアドレス（deaf39@deafshikawa.or.jp）もしくは FAX（076-261-3021）までお願い致します。

## 質問事項 石川県・共通

### 「手話言語法」の制定について

改正障害者基本法で「手話」が言語に含まれることが明記され、障害者総合支援法・意思疎通支援事業において手話通訳制度が実施されているところですが、その範囲は生活・福祉の限られた場面に留まっています。

実際に手話言語法が制定された諸外国の状況を見ると、ハンガリーでは、手話言語通訳サービスを法の中で規定することにより、手話言語通訳者の増加や、活躍分野の拡大によってろう者の社会進出の促進につながっており、韓国では、法の制定によって、ろう学校の教員に対する手話言語習得のための研修が設けられ、ニュージーランドでは、法の制定により司法の場面における手話通言語通訳の使用が認められるようになるなどの波及効果がありました。

このように、日本においても手話言語法が制定されれば、さまざまな分野での手話言語関連施策の拡充が期待されます。ろう者等への手話言語獲得・手話言語を使える環境整備を保障する「手話言語法」を制定し、福祉・医療・雇用・教育・司法等の様々な場面で具体的な施策を行うことにより、ろう者等の眞の社会参加を促進できるものと考えます。それを通じ、きこえる・きこえない、さまざまな考え方・価値観を持つすべての人を包摂し、多様性を認め合う社会が作られていくものと確信しております。

この「手話言語法」の制定について、あなた様のご見解をお聞かせください。

1. 手話言語法制定に賛同しますか。（該当する項目に○印をおつけください。）

- ①はい      ②いいえ      ③わからない

2. 質問1で「①はい」と答えた方にお聞きします。

法の制定に向けてどのように取り組まれますか。

当事者の皆から現状を聞かせていただき情報を持ち、現行制度の課題について早急に検討を進めます。  
当事者が安心して暮らせる社会を実現するためには国会として、一日も早い立法化を目指します。

3. 質問1で「②いいえ」と答えた方にお聞きします。

法制定にご賛同いただけない理由を具体的にお聞かせください。

4. その他、きこえない・きこえにくい人の福祉施策等に係る取り組みについて、取り組もうとしていること、また今まで取り組んできたことを教えてください。

当事者に対するヒアリングと行政調査をまずはしっかりと行いたい。  
の把握。

日常生活のあるあるの場面で、ろう者のみなさんが安心して（ご協力ありがとうございました。）  
生活、コミュニケーションがとれる状況を作りたい。教育 인력の配置が必要だと考える。